

# 学校における自殺予防のための総合的な対策

令和8年5月

千葉県教育委員会

## はじめに

近年、心の健康や命の大切さへの社会的関心が高まる一方で、依然として、様々な、また複合的な理由から、かけがえのない命を自ら絶つという痛ましい出来事が後を絶ちません。特に、児童生徒の自殺は、御本人はもとより、御家族や友人、学校関係者に深い悲しみと大きな衝撃をもたらします。

全国の成人を含む自殺者数は減少傾向にあり、令和7年の暫定値では統計開始以来、初めて2万人を下回り、過去最少となりました。しかし、小・中・高校生の自殺者数は532人と過去最多を更新し、高止まりの状況が続いています。本県においても、成人を含む自殺者数は平成23年の1,370人をピークに減少傾向を示し、平成28年以降は1,000人前後で推移していますが、小・中・高校生については平成29年度以降、毎年10～20名程度の児童生徒が自ら命を絶つ状況が続いています。

こうした状況を踏まえ、県教育委員会ではこれまで、「第二次千葉県自殺対策推進計画」に基づき、学校も自殺対策の一翼を担う機関として、相談体制の整備、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置、SOSの出し方教育をはじめとする自殺予防教育の推進などに取り組んできました。しかし、取組の拡充を図ってきたにもかかわらず、本県の小・中・高校生の自殺者数は顕著な減少には至っていません。

このため、これまでの取組を整理するとともに、新たな対策を加え、自殺予防に向けた体制をより一層整備する必要があると考え、今回「学校における自殺予防のための総合的な対策」として冊子を取りまとめました。取りまとめに当たっては、国の調査や本県の過去の対応事例から見えてきた課題を踏まえ、対策を再検討し整理しています。

本冊子が、本県の県立学校における児童生徒の自殺予防対策の推進につながることを期待するとともに、今後、児童生徒がどのような理由であれ自ら命を絶つという悲しい出来事が二度と起こらないよう、県教育委員会と県立学校が一丸となって自殺予防対策の推進に努めてまいります。

千葉県教育委員会

## 目次

### 第1章 児童生徒の自殺の現状と課題

1-1	本対策作成の目的	P 1
1-2	本対策の位置づけ	P 1
1-3	国及び千葉県におけるこれまでの動向	P 1
	(1) 国の動向	
	(2) 県の動向	
1-4	児童生徒の自殺の状況（全国・県内公立学校）	P 2
	(1) 自殺者数の推移	
	(2) 自殺に至る背景や要因	
	(3) 県教育委員会が進めてきた取組	
1-5	学校における自殺予防対策の課題	P 4
	(1) 児童生徒の SOS の確実な把握と組織的な対応	
	(2) 人権教育の一層の推進と心理的安全性の高い学校づくり	
	(3) 自殺予防に対する教職員の意識や認識の向上、自殺予防教育の推進	
	(4) 学校・家庭・関係機関の一層の連携推進	

### 第2章 自殺予防のための視点

2-1	自殺予防の3段階	P 6
2-2	自殺予防のための生徒指導の重層的支援構造	P 6
	(1) 平常時の対策（発達支持的生徒指導・課題未然防止教育）	
	(2) 予兆を掴む対策（課題早期発見対応）	
	(3) 危険度が高い状態における対策（困難課題対応的生徒指導）	
2-3	自殺予防に向けた校内体制の整備	P 8
2-4	自殺予防のための教職員の意識と役割	P 9
	(1) 自殺を生まない学校・学年・学級づくり	
	(2) ゲートキーパーとしての教職員の意識と役割	

### 第3章 各段階における具体的な対策

3-1	平常時の対策	P 11
	(1) 県教育委員会における対策	
	① 「千葉県自殺対策推進計画」に基づく対応	
	② 各種相談環境の整備と周知	
	③ 自殺予防に係る動画・リーフレット等による啓発	
	④ SC・SSW の配置による教育相談・福祉的支援体制の整備	
	⑤ 自殺予防に係る教職員研修の実施	
	⑥ 学校におけるハラスメント根絶に向けた取組	
	(2) 学校における対策	
	① 情報共有を含む校内組織体制及び教育相談体制の整備（チーム支援体制の整備）	
	② 各種相談窓口の周知	
	③ 人権教育、生命の安全教育、命を大切にす教育の推進	
	④ 心理的安全性の高い学級づくり・部活動経営	

- ⑤ 不登校児童生徒支援を含む児童生徒理解の促進
- ⑥ いじめの防止（未然防止・早期発見・早期対応・重大事態への適切な対応）
- ⑦ 自殺予防教育の推進（SOS の出し方教育）

**3-2 予兆を掴む対策** . . . . . P14

- (1) 県教育委員会における対策
  - ① 関係機関との即時的な情報連携体制の整備
  - ② 各種相談環境の整備と充実
  - ③ 1人1台端末を活用した心や体の変化を早期に発見する体制の整備
- (2) 学校における対策
  - ① 全児童生徒との教育相談、各種アンケート調査等による心身の変化の把握
  - ② 1人1台端末を活用した心や体の変化の早期発見と対応
  - ③ 出欠席、遅刻・欠席理由、遅刻者・欠席者の所在確認の徹底
  - ④ 教職員間での情報共有（機動的連携型支援チーム、校内連携型支援チーム、ネットワーク型支援チームによる連携・協働）

**3-3 危険度の高い状況における対策** . . . . . P15

- (1) 県教育委員会における対策
  - ① 指導主事等による学校との情報連携及び緊急的な支援
  - ② 関係機関との緊急的な情報連携体制の整備
  - ③ 専門機関等との連携
- (2) 学校における対策
  - ① 校内組織による緊急対応
  - ② 保護者との連携による見守り体制の整備
  - ③ SC、SSW による児童生徒支援

**第4章 総合的な対策の評価と改善**

**4-1 教育庁内連絡会議の実施及び教育委員会会議における対策の進捗状況報告** . . . . . P17

**4-2 いじめ対策調査会による評価** . . . . . P17

**4-3 評価の視点** . . . . . P17

**4-4 総合的な対策の見直し** . . . . . P17

**[関係法令・関係通知・関係資料・参考文献等]** . . . . . P18

# 第1章 児童生徒の自殺の現状と課題

## 1-1 本対策作成の目的

本対策は、県内公立学校における自殺予防対策を推進し、児童生徒の自殺の発生を防ぐことを目的として作成したものである。作成に当たっては、これまで県教育委員会が取り組んできた学校における自殺予防対策を体系的・総合的に整理するとともに、今後の取組を充実させるための新たな対策を加え、その方向性や内容を理解しやすく示すことなどに留意している。また、本対策の内容については、常に実効性を確保するため、第三者による客観的な視点から評価・改善を行っていく。

## 1-2 本対策の位置づけ

本対策は、県立学校を対象として示すものである。なお、県内の市町村立学校及び国立・私立学校においても、本対策を参考として活用いただきたい。

## 1-3 国及び千葉県におけるこれまでの動向

### (1) 国の動向

国においては、平成18年に成立した自殺対策基本法（以下「法」という。）が令和7年6月に一部改正され、基本理念に、学校が関係者との連携を図りつつ、こどもの自殺の防止等に取り組むよう努めることが明記された。

平成19年には、法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として「自殺総合対策大綱」が策定され、その後概ね5年ごとに見直しが行われてきた。令和4年10月には、現在の「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定された。

また、令和4年には、児童生徒の自殺者数が過去最多となったことを受け、関係省庁の知見を結集し総合的な施策を推進するため、こども家庭庁に「こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」が組織された。令和5年6月には、同会議において、子どもの自殺の要因分析、自殺予防に資する教育や普及啓発、1人1台端末を活用した自殺リスク把握の取組などを取りまとめた「こどもの自殺対策緊急強化プラン」（以下「プラン」という。）が示された。

さらに令和7年9月には、改正された法やプランを踏まえ、「こどもの自殺対策推進パッケージ」が取りまとめられ、関係機関や団体が連携・協働し、連動性を持って取り組むべき施策が示された。

文部科学省においても、平成18年12月の「児童生徒の自殺予防に向けた取組に関する検討会」、平成20年度以降の「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」による協議を経て、平成21年3月には「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」のマニュアルが示された。さらに、平成22年3月には「子供の自殺が起きたときの緊急対応の手引き」、平成26年7月には「子供に伝えたい自殺予防 学校における自殺予防教育導入の手引」が順次示されている。

### (2) 県の動向

本県では、平成22年度に「千葉県自殺対策推進計画」（計画期間：平成22年度～平成29年度）（以下、「県推進計画」という。）を策定し、県、市町村、保健・医療・福祉・教育・労働・警察等の関係機関及び民間団体が連携・協力し、普及啓発、人材養成、相談対応など総合的な自殺対策に取り組んできた。

その後、平成28年4月の自殺対策基本法の一部改正や、平成29年7月の自殺総合対策大綱の改定を踏まえ、一人一人がかけがえのない個人として尊重され、誰も自殺に追い込まれることのない千葉県を目指すため、「第2次千葉県自殺対策推進計画」を策定した。さらに、令和4年10月の国の自殺総合対策大綱の改正及び本県の実情を踏まえ、令和6年4月には中間見直しを行った。

また、県推進計画に基づき「千葉県自殺対策連絡会議」を組織し、計画に基づく施策を総合的かつ効率的に推進するため、関係機関・団体等の緊密な連携・協力を図るとともに、必要に応じて施策相互の調整を行うこととしている。

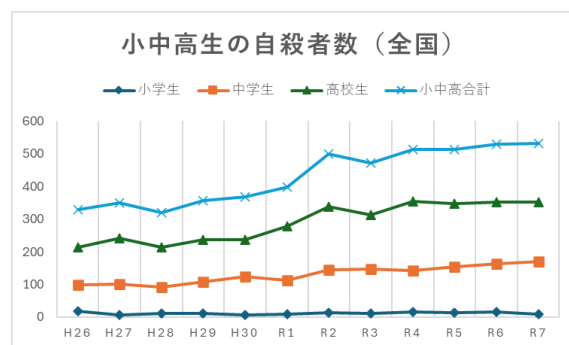
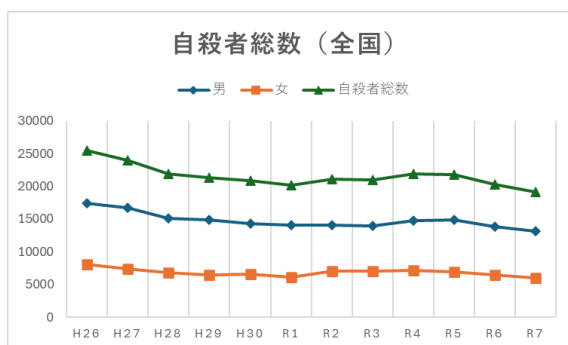
## 1—4 児童生徒の自殺の状況（全国・県内公立学校）

### （1）自殺者数の推移

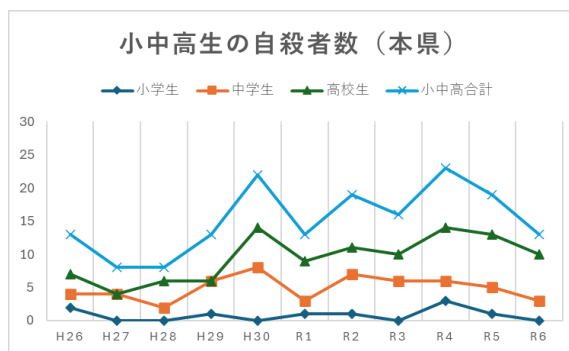
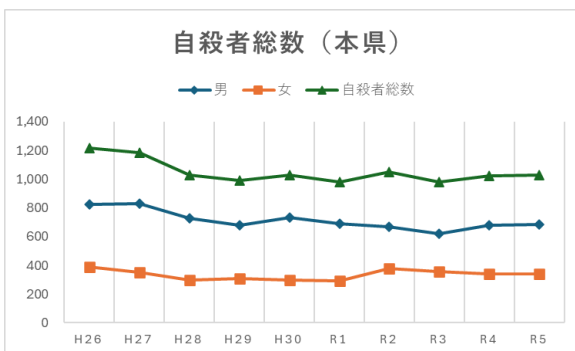
警察庁が毎年公表している自殺統計及び文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（以下、「問題行動調査」という。）によると、成人を含む自殺者総数は近年減少傾向にある一方で、小・中・高校生の自殺者数は増加傾向にあることが示されている。

警察庁の統計によれば、全国の年間自殺者総数は平成元年に3万人を超え、その後10年以上にわたり3万人以上の状態が続いたが、平成22年頃から減少に転じ、近年は約2万人で推移している。

一方、小・中・高校生の自殺者数は、平成元年から約10年間は200人台で推移し、平成10年に300人を超えて以降は300人前後で推移していた。しかし、平成29年頃から再び増加傾向となり、令和7年（暫定値）には過去最多の532人となるなど、深刻な状況が続いている。



本県においても、自殺者総数は長期的に減少傾向にあるものの、小・中・高校生の自殺者数は、平成27・28年度に減少した後、以降は10名以上の水準で推移し、増減を繰り返している。



※自殺者総数（全国）（H26～R7 暫定値）…警察庁「自殺統計」及び厚生労働省「自殺の統計」より

※自殺者総数（本県）（H26～R5）…「千葉県自殺対策推進計画」に基づく「自殺に関する統計」より

※小中高生の自殺者数（H26～R6）…文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より

### （2）自殺に至る背景や要因

#### ①問題行動調査から

問題行動調査によると、「自殺した児童生徒が置かれていた状況（国公立）」としては、「不明」が56.7%と最も多い。一方で、学校に関わる状況としては、受験や就職試験の失敗などの「進路問題」が8.5%、いじめを除く「友人関係での悩み」が6.5%、授業や部活動についていけ

ず悩んでいたなどの「学業等不振」が4.8%、「いじめの問題」が1.9%となっている。また、学校内外の関わりが推測されるものとして「恋愛関係での悩み」が5.1%を占めている。

自殺の理由は一概に特定できるものではなく、複数の状況や要因が複合的に重なって生じると考えられる。しかし、「精神障害」14.0%、「家庭不和」11.1%、「えん世」6.3%、「父母等の叱責」5.6%など、本人や家庭の状況に関する項目と比較しても、学校に関わる状況の割合は決して小さくない。

このことから、学校が児童生徒一人一人の置かれている状況や心理状態を丁寧に把握するとともに、児童生徒を取り巻く学校環境を整えることにより、危機的な状況の改善につながる可能性があると考えられる。

## ②本県における事案から

本県でこれまでに発生した自殺事案から、児童生徒が置かれていた状況や学校等の状況について、特徴的な点として次のような事柄が挙げられる。

- 児童生徒が発していたSOSを、教職員や家族が十分に把握できていなかった。
- 児童生徒に近い立場の教職員（担任や顧問等）はSOSに気づいていたものの、管理職、養護教諭、生徒指導・教育相談担当、スクールカウンセラー等の専門職との情報共有が不十分で、組織的な対応が図られていなかった。
- 学級・学年・部活動等における児童生徒同士の関係の中で、傷つける言動が見られ、互いを認め合い尊重し合う雰囲気十分に醸成されていなかった。
- 児童生徒一人一人の心身の状態やその変化について、学校と家庭との間での情報共有が不十分であった。また、必要に応じた相談機関・医療機関等との連携が十分に行われていなかった。

## (3) 県教育委員会が進めてきた取組

県教育委員会では、関係法令や文部科学省通知等に基づく自殺予防対策に加え、実際に発生した自殺事案における第三者委員会からの指摘事項等も踏まえ、以下の取組を重点的に進めてきた。

- ア 自殺予防啓発動画の配信
- イ 相談窓口の周知徹底
- ウ 全児童生徒との面談の実施（教育相談体制の強化）
- エ WEB上でのストレスチェックを活用した心や体調の変化の早期発見（高等学校）
- オ 各種アンケート等の適切な情報共有と対応
- カ 児童生徒理解に基づいた指導の徹底
- キ 学校におけるハラスメント根絶プロジェクト
- ク 管理職に対する特別な研修「個々の児童生徒を深く理解し、支援する生徒指導の徹底」
- ケ 教育庁統一ダイヤルの導入
- コ 学校問題解決支援コーディネーターの配置

## 1-5 学校における自殺予防対策の課題

### (1) 学校における自殺予防対策の課題

上記1-1(1)(2)の状況を踏まえ、学校における自殺予防対策の推進に向けて、現時点での課題として整理できる事項を以下に示す。

#### ① 児童生徒からのSOSの確実な把握と組織的な対応

過去には、生徒が繰り返しSOSを発信していたにもかかわらず、学校がその兆候やサインを把握できず、自殺の発生に至ったとされる事例がある。また、学校が日頃から生徒の心身の状態に注意を払っていたものの、自殺につながる兆候が外形的には確認できず、突然の事案として受け止められた事例もある。

いずれの場合も、児童生徒の心の中には、自殺を選ばざるを得なかった苦しい思いや決定的な出来事が存在していたことが推察される。学校においては、担任や部活動顧問等が単独で児童生徒の状況を把握するのではなく、日々の変化を学年、教育相談や生徒指導のケース会議等で確実に共有し、必要な対策を検討し、実施するなど、組織として児童生徒の変化に対応する体制を整えることが求められる。

#### ② 人権教育の一層の推進と心理的安全性の高い学校づくり

児童生徒は、いずれ社会に出て自らの力で歩み始めることとなる。学校は、そのために必要な社会的な立ち居振る舞いを、友人や教職員、地域の方々との関わりの中で、様々な経験を通して学ぶ場である。来るべき社会において、誰もが安心して暮らし、お互いを認め合い、尊重し合える環境、すなわち心理的安全性の高い場をつくり出すのは、そこで生活する一人一人である。

しかしながら、令和6年度の問題行動調査では、本県の公立学校における暴力行為は8,209件、いじめ認知件数は54,724件、公立小・中・高等学校における不登校児童生徒数は17,777人となっており、現状では学校が十分に心理的安全性の高い場となりきれていないことがうかがえる。

各学校においては、教育活動のあらゆる場面で人権が尊重されているか、人権教育が確実に推進され、児童生徒の人権認識が高まっているか、そして自校が心理的安全性の高い環境となっているかについて、常に検証していくことが求められる。

#### ③ 自殺予防に向けた教職員の意識や認識の向上と自殺予防教育の推進

近年、児童生徒の自殺件数が増加している状況を踏まえると、学校現場において自殺予防対策の必要性は広く理解されているものの、実際に必要となる具体的な対策については、教職員間で意識や認識に差があると考えられる。

日々接する児童生徒がどのような悩みを抱え、どのような状況に苦しんでいるのか、また、そのためにどのような支援が必要なのかについては、各学校で各種会議等を通じて協議されていることと思われる。

しかし、場合によっては、当該児童生徒がもつ「生」や「死」、「命」に対する価値観、さらには自殺に至る可能性にまで踏み込み、危機管理の観点から対応を検討することも必要である。その際、教職員間で自殺予防に対する意識や認識に大きな差がないことが、より積極的に先手を打った対策につながると考えられる。

このため、平常時から研修等を通じて、教職員の自殺予防に対する意識や認識を高めておくことが重要である。

さらに、児童生徒の発達段階に応じて、「SOSの出し方教育」をはじめとした自殺予防教育を確実に実施していく必要がある。

#### ④ 学校・家庭・関係機関の一層の連携推進

児童生徒を取り巻く環境は年々複雑化しており、それに伴い日々の生活の様子も急激に変化している。例えば、SNSをめぐる環境は、いまや大人だけでなく児童生徒にとっても欠かせないツールとなっている。

一方で、かつては学校で友人と些細なことからトラブルになっても、家庭に戻り時間を置くことで冷静さを取り戻し、翌日には自然に関係が修復されることも多かった。しかし現在は、SNSの普及により、24時間いつでもどこでも友人とつながることが可能となり、利便性が高まる一方で、応答を求められる負担や関係維持の義務感など、負の側面も生じている。

こうした状況の中で、児童生徒が抱える悩みや苦しみに対して、学校の教職員だけ、あるいは家庭の保護者や兄弟姉妹だけで対応することは困難になっている。学校や家庭が問題を抱え込まず、心配な状況や必要な情報を積極的に共有することで、当該児童生徒の状況をより立体的に把握することが可能となる。

さらに、学校や家庭に加え、心理、福祉、自殺対策等の専門家や専門機関との連携も不可欠であり、こうした関係機関と協働することで、より客観的で適切な見立てや支援につながると考えられる。

## 第2章 自殺予防のための視点

## 2-1 自殺対策の3段階

一般的に、自殺対策は3つの段階に分けられ、それぞれ「プリベンション（予防活動）」、「インターベンション（危機介入）」、「ポストベンション（事後対応）」に類別されている。

「プリベンション（予防活動）」とは、自殺を未然に防ぐための日常の教育活動（命を大切にすること、自殺予防教育など）や教育相談活動などを指す。

「インターベンション（危機介入）」とは、自殺の兆候や危険性にいち早く気づき、適切に対処することである。

また、不幸にも自殺が発生してしまった場合の学校危機対応や心のケアなどは、「ポストベンション（事後対応）」とされている。

後述する県教育委員会の対策は、①平常時の対策、②予兆を掴む対策、③危険度が高い状態における対策に分けて示している。これらを上記の3段階と照らし合わせると、次のとおりである。

- ①平常時の対策・・・「プリベンション（予防活動）」
- ②予兆を掴む対策・・・「インターベンション（危機介入）」
- ③危険度が高い状態における対策・・・「ポストベンション（事後対応）」

※「ポストベンション（事後対応）」については、以下の資料等を参照されたい。

- ・「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」（平成21年3月 文部科学省）
- ・「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」（平成22年3月 文部科学省）
- ・「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月 文部科学省）
- ・「子供に伝えたい自殺予防 学校における自殺予防教育導入の手引」（平成26年7月文部科学省）

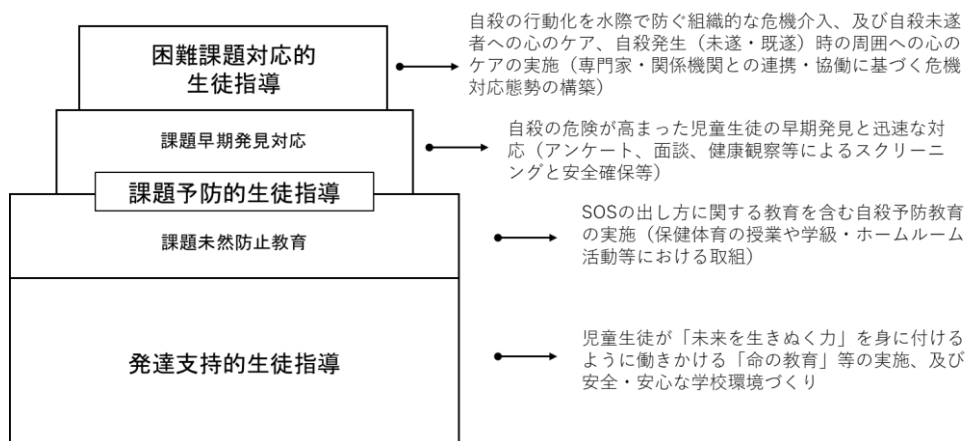
## 2-2 自殺予防のための生徒指導の重層的支援構造

令和4年12月に改訂された文部科学省「生徒指導提要（改訂版）」では、生徒指導の重層的支援構造として、2軸3層4類の構造が示されている。

このうち、対象とする児童生徒の範囲に応じて分類される4類は、次のとおりである。

- ・発達支持的生徒指導：全ての児童生徒を対象とし全教育活動において進められる生徒指導の基盤
- ・課題未然防止教育：全ての児童生徒を対象とし生徒指導上の諸課題の未然防止をねらいとする取組
- ・課題早期発見対応：予兆行動が見られるなど、気になる一部の児童生徒を対象に、深刻化を防ぐため初期段階で課題を発見し対応する取組
- ・困難課題対応的生徒指導：特別な指導や援助を必要とする児童生徒を対象に、校内外の教職員や関係機関と連携・協働して課題に対応する取組

また、「生徒指導提要（改訂版）」では、この重層的支援構造に基づき、自殺予防に関して行うべき取組や対策についても図式化して示されている。



「生徒指導提要」（第8章自殺 8.3 自殺予防に関する生徒指導の重層的支援構造）より引用

自殺予防に関するこの重層的支援構造に、県教育委員会の対策を照らし合わせると、次のとおり整理できる。

- (1) 平常時の対策・・・・・・・・・・「発達支持的生徒指導」「課題未然防止教育」
- (2) 予兆を掴む対策・・・・・・・・・・「課題早期発見対応」
- (3) 危険度が高い状態における対策・・・「困難課題対応的生徒指導」

## (1) 平常時の対策（発達支持的生徒指導・課題未然防止教育）

### ① 発達支持的生徒指導

児童生徒が危機的な心理状況に陥らないようにすること、また仮に陥ったとしてもそこから抜け出せるような思考や姿勢を身に付けることは、自殺予防につながるとされている。このため、全ての児童生徒に「未来を生きぬく力」として、次のような態度や能力が示されている。

- ・困ったとき、苦しいときに、進んで援助を求めることができる
- ・自己肯定感を高め、自己を受け入れることができる
- ・怒りをコントロールできる
- ・偏った認知を柔軟にすることができる

日常の教育活動の中で、これらの力を身に付けられるよう働きかけていくことが、自殺予防につながる発達支持的生徒指導の方向性として求められる。

### ② 課題未然防止教育

自殺予防教育については、平成26年7月に文部科学省「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」が示した『子供に伝えたい自殺予防 学校における自殺予防教育導入の手引き』において、その目標が「早期の問題認識」と「援助希求的態度の育成」の2点であると示されている。

「早期の問題認識」とは「心の危機に気づく力」、「援助希求的態度の育成」とは「相談する力」を指し、これらの力を育む「SOSの出し方に関する教育」は、改正自殺対策基本法における『困難な事態や強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付けるための教育』に相当するものである。

自殺予防教育を実施するに当たっては、次の点が重要となる。

- ・教職員間で、自殺予防教育の必要性について共通理解を図ること
- ・保護者や地域、関係機関等の理解と協力を得ること
- ・児童生徒の背景や状況に十分配慮すること
- ・児童生徒が心の危機を訴えた際に、確実に受け止められる体制が事前に整備されていること

これらの条件を整えた上で教育を行うことが、自殺予防教育の効果を高める上で不可欠である。

## (2) 予兆を掴む対策（課題早期発見対応）

文部科学省が平成21年3月に示した「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」では、自殺の危険が迫っている児童生徒の様子について整理されている。

その中で、次のような特徴が数多く認められる児童生徒については、潜在的に自殺の危険が高いと考える必要があるとされている。

- ・自殺未遂
- ・安心感のもてない家庭環境
- ・独特の性格傾向（極端な完全主義、二者択一的思考、衝動性など）
- ・喪失体験（離別、死別、失恋、病気、怪我、急激な学力低下、予想外の失敗など）
- ・孤立感（特に友達との軋轢、いじめなど）
- ・安全や健康を守れない傾向（最近、事故や怪我を繰り返す）

自殺のリスクが高い児童生徒を早期に発見し、組織として適切に対応することが極めて重要である。まずは、一人一人の児童生徒の日常の様子を丁寧に見取り、「何かいつもと違う」という変化に気づくことが出発点となる。

その上で、個人情報の適正な取扱いに十分留意しつつ、組織的に情報を共有し、必要な支援につなげていくことが大切である。

具体的な早期発見・早期対応の方法については、「生徒指導提要」に次のような方法が紹介されているので、参考とされたい。(第3章「チーム学校による生徒指導体制」より)

〔早期発見〕…「丁寧な関わりと観察」「定期相談」「作品の活用」「質問紙調査」

〔早期対応〕…「スクリーニング会議」での確認、対象児童生徒の「リスト化と定期的な情報更新」、「個別の支援計画」の作成と活用、「グループ面談」、「関係機関を含めた学校内外のネットワーク型による支援」

### (3) 危険度が高い状態における対策(困難課題対応的生徒指導)

(2) に示した特徴が数多く認められる児童生徒の中で、さらに次のような普段と異なる顕著な言動や行動が見られる場合には、自殺の危険度が高い状態にあると認識し、対応のレベルを上げて対処する必要がある。

- ・「死にたい」との言葉や自殺のほのめかし
- ・自殺計画の具体化
- ・死に関する情報収集
- ・行動、性格、身なりなどの突然の変化
- ・自傷行為や危険な行為
- ・アルコールや薬物乱用
- ・家出や別れの準備(身辺整理や大切な物をあげる行為等)
- ・身近な人等の喪失体験 など

自殺の危険が高まっている児童生徒に対して、安易に励ましたり、「死ぬなんて考えるな」と叱責したりすることは、当事者の不信感につながるおそれがあり、避けるべきである。

「TALKの原則」を参考に、まずは児童生徒の気持ちを受け止める姿勢が重要である。

T (Tell)・・・言葉にして、心配していることを率直に伝える

A (Ask)・・・「死にたい」という辛い気持ちの背景にあるものを尋ねる

L (Listen)・・・絶望的な気持ちを傾聴し、訴えに真剣に耳を傾ける

K (Keep Safe)・・・安全を確保する。一人で抱え込まず、関係者と連携して適切な援助につなげる

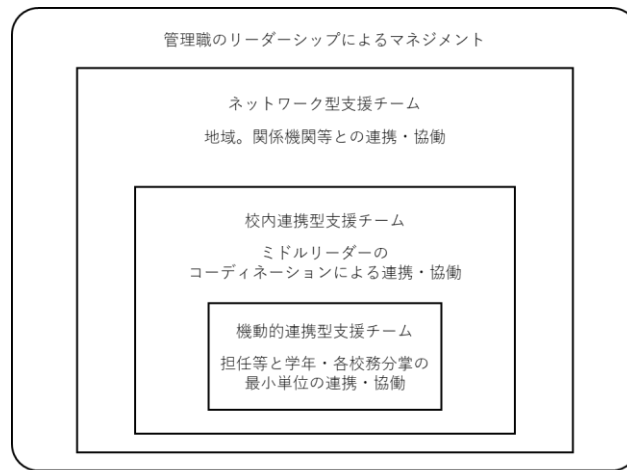
その上で、留意すべき対応のポイントとして、前述の「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」には、次の4点が示されている。

- ・一人で抱え込まない
- ・急に子供との関係を切らない
- ・「秘密にしてほしい」という子供への対応
- ・リストカットへの対応

特に、自殺の危険が高まっている児童生徒への対応を一人で抱え込まず、チームで対応することは極めて重要である。チーム対応により、多面的・多角的な視点から当該児童生徒の状況を把握できるだけでなく、教師自身の負担感や不安感の軽減にもつながる。

## 2-3 自殺予防に向けた校内体制の整備

前述のとおり、自殺の予兆が見られる、あるいは危険度が高まっている児童生徒に対して、教師が一人で抱え込むことは困難であり、かえって危険度を高めるおそれがある。きめ細かな継続的支援を可能にするためには、関係機関の協力も得ながら、校内の教育相談体制を基盤として、全教職員が組織的に取り組むことができる体制を整えることが重要である。



「生徒指導提要」（第3章チーム学校による生徒指導体制 3.4生徒指導と教育相談が一体となったチーム支援）より引用

まずは、児童生徒の最も身近にいる担任や部活動顧問等を中心に、学年や校務分掌などの最小単位で連携する「機動的連携型支援チーム」により、日々の児童生徒の変化を見取り、その情報を共有することが重要である。

その上で、自殺予防の観点からは、校内の教育相談体制や生徒指導に係る組織体制を基盤として、きめ細かな教育相談の実施、日常の発達支持的生徒指導や課題未然防止教育を進めるとともに、校内研修等を通じて全教職員が自殺予防への理解を深めることが求められる。

さらに、日々の児童生徒の変化や対応状況について「機動的連携型支援チーム」で共通理解を図る中で、自殺につながる予兆や危険度の高い児童生徒の存在を把握した場合には、教育相談体制の構成メンバーを中心に、校長をリーダーとする「校内連携型危機対応チーム」を組織し、危険度に応じた対応を行う必要がある。

状況によっては、教育委員会や専門家、関係機関等も含めた「ネットワーク型緊急支援チーム」を立ち上げ、緊急的な危機管理体制を構築することも求められる。

なお、児童生徒から個人的な相談を受けた場合、教職員が一人に対応しようとしたり、個人的な判断で応答したりすることは厳に避けるべきである。こうした行為を排除する組織的な体制を整えることは、安全・安心な環境づくりに資するだけでなく、1対1による不適切な指導の防止にもつながる。

## 2-4 自殺予防のための教職員の意識と役割

### (1) 自殺を生まない学校・学年・学級づくり

#### ① 自殺予防教育の土台となる安全・安心な環境づくり

児童生徒が思い悩み、助けを求めているときに相談できる体制、また支援につながる体制が整っているかどうかは、児童生徒の自殺を防止する上で極めて重要である。

困ったときに相談できる仕組みとして、例えば次のような取組が挙げられる。

- ・教職員と児童生徒との信頼関係づくり
- ・保健室や相談室などを気軽に利用できる「居場所」の整備
- ・悩みやSOSを発した際に、確実に受け止め、適切な対応や支援につなげる環境づくり

まずは、児童生徒が安心して過ごせる学校環境を整えることが、自殺を生まない学校づくりの土台となる。

#### ② 人権教育、命の教育、心身の健康教育、いじめ未然防止教育、豊かな人間関係づくり等の推進

児童生徒が安心して過ごせる学校環境を整えた上で、全ての児童生徒を対象に、互いを思いやり人権を尊重し合うことの価値を学ぶ教育、自他の命の重みに触れその大切さを実感する教育、自他の心身の健康についての知識を深め、不調時の対処を学ぶ教育を進めることが必要である。

また、いじめの心理や構造、法的視点からその非人道性や悪質性を理解し、抑止や告発の重要性について考えるいじめ未然防止教育、さらに豊かで心地よい人間関係の構築について学ぶ教育なども重要である。

これらの取組を通して、児童生徒が「未来を生き抜く力」を身に付けられるよう、自殺を生まない下地づくりとして、発達段階に応じた計画的な取組を全校体制で進めることが求められる。

### ③ 保護者との連携と必要な支援を逃さず行う仕組みづくり

言うまでもなく、児童生徒の日々の変化は学校だけでなく、生活の基盤である家庭においても様々に見られる。学校での出来事が家庭生活に影響を及ぼす場合もあれば、逆に家庭での出来事が学校生活に変化をもたらす場合もあり、両者は深く関連している。

このような連続する生活の変容について、学校と保護者との間に密接な連携体制が整っていれば、児童生徒の小さな変化を見逃さず、互いの情報共有のもとで一貫した支援が可能となる。

担任や部活動顧問など、児童生徒に最も近い教職員と保護者との間で、互いを認め合い、信頼し合う関係づくりが重要である。

併せて、日々の出欠状況や所在の確実な確認、教職員と保護者が相互に連絡を取り合うための手段の整備など、必要な支援を確実に実施するための物理的な仕組みづくりも極めて重要である。

## (2) ゲートキーパーとしての教職員の意識と役割

個別支援の場面におけるゲートキーパーには、①自殺のリスクを早期に発見する（リスクの評価と対応）、②相談者の抱える問題を整理し、各種支援機関と協力して支援する（地域資源の把握と活用）、③自殺のリスクに応じて継続的に関わる（リスクのマネジメント）という役割が期待される。

日頃から児童生徒と頻繁に関わり、心身の変化に気づく機会の多い教職員は、特に①の役割を担うゲートキーパーとして期待されている（「千葉県自殺対策推進計画」より）。

一方、厚生労働省が示すゲートキーパーの役割は、「変化に気づく」「じっくりと耳を傾ける」「支援先につなげる」「温かく見守る」の4点であり、これはまさに、教職員が日頃の教育活動の中で、生徒理解を基盤とした生徒指導として取り組んでいる内容そのものである。

「生徒指導提要」に示される生徒指導の重層的支援構造のうち、課題予防的生徒指導および困難課題対応的生徒指導の場面では、教職員自らがゲートキーパーであるとの意識を持ち、救える命があることを認識しておくことが重要である。

### 〔留意すべき児童生徒の行為例〕

- ・自殺企図…実際に自殺を実行して失敗した場合を「自殺未遂」といい、結果的に死に至った場合を「自殺既遂」という。
- ・希死念慮…実際に計画や行動には表れていないものの、死を強くイメージすることや「死にたい」などの表現等により、死を願望する場合を「希死念慮」、具体的に自殺をしてしまいたいと考えることを「自殺念慮」という。
- ・自傷行為（リストカット・オーバードーズ等）  
…自分の体に痛みや体表の損傷を生じさせる意図的な行為のうち、死に至ることを目的としていない行為（「MSD マニュアル」より「非自殺性自傷」から引用）
- ・家出 …正当な理由がなく、生活の本拠を離れ、帰宅しない行為（警察庁「不良行為少年の補導について」より引用）

## 第3章 各段階における具体的な対策

本対策は、上記2-1に示したとおり「自殺対策の3段階」、「自殺予防のための生徒指導の重層的支援構造」、さらに自殺予防に向けた校内体制や教職員の意識と役割等を踏まえ、①平常時の対策、②予兆を掴む対策、③危険度が高い状態に対する対策に分けて示すこととした。

以下、その具体的な方策を示す。

### 3-1 平常時の対策

#### (1) 県教育委員会における対策

##### ①「千葉県自殺対策推進計画」に基づく対応

「千葉県自殺対策推進計画」では、「自殺対策の一翼を担う関連施策の推進」の項において、多くの自殺が、心身の健康問題、経済・生活問題、家庭問題など、様々な社会的要因が複雑に絡み合って発生している現状を踏まえ、これら多様な要因に対する包括的な取組の必要性を示している。

また、社会的な取組として各分野で相談・支援体制が充実してきているものの、それぞれが単独で実施するのではなく、自殺対策の視点を共有しつつ、相互に関連性を持たせ、効果的かつ継続的に実施することが求められている、と指摘している。

学校もまた、自殺対策の一翼を担う関係機関の一つとして、いじめ等の未然防止や解消・改善を図るとともに、心に悩みや問題を抱える児童生徒からの相談に対して、関係機関と連携しながら適切に対応する必要がある。

##### ② 各種相談環境の整備と周知

###### ア 各種相談窓口の整備と周知（子どもと親のサポートセンター）

◇電話相談〔小中高生本人、保護者、教職員対象〕

・「子サポフリーダイヤル」

〈受付時間〉 24時間

〈電話番号〉 0120-415-446

・「24時間子供SOSダイヤル」(フリーダイヤル)

〈受付時間〉 24時間

〈電話番号〉 0120-0-78310 (なやみいおう)

◇来所相談(予約制)〔小中高生本人、保護者対象〕

〈受付時間〉 月～金 9時～17時(祝日、年末年始は除く)

〈電話番号〉 0120-415-446

◇Eメール相談〔小中高生本人、保護者対象〕

〈Eメール〉 [saposoudan@chiba-c.ed.jp](mailto:saposoudan@chiba-c.ed.jp)

◇ワンストップ・オンライン相談〔小中高生本人、保護者、教職員対象〕

◇SNS相談@ちば(県内国公私立の小〔4年以上〕中高生対象)

##### ③ 自殺予防に係る動画・リーフレット等による啓発

令和5年8月下旬から9月上旬までの学校の長期休業明けにかけて、児童生徒の自殺が増加したことを踏まえ、千葉県精神保健福祉センター及びNPO法人メンタルレスキュー協会の協力を得て、児童生徒、保護者及び教職員のそれぞれを対象とした自殺予防啓発動画を作成した。また令和7年度には、その内容を更新して配信した。

あわせて啓発動画のリーフレットを配付し、1人1台端末等を活用しながら、幅広く啓発動画を視聴してもらうことで、児童生徒のSOSの出し方や周囲の人のSOSの受け止め等について理解を深められるよう啓発した。

・「今の君に伝えたいこと」(児童生徒向け)

・「児童生徒の自殺予防について」(教職員向け)

・「こどものSOSに気が付き、どう対応するか」(保護者向け)

講師：NPO法人メンタルレスキュー協会 副理事長 小野田 奈美氏

#### ④ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置による教育相談・福祉的支援体制の整備

児童生徒へのカウンセリングや保護者・教職員等への助言・援助に当たり、学校における教育相談体制の充実・強化を図るために公認心理師等、心理臨床の専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー（以下、「SC」とする。）を配置するとともに、児童生徒の置かれた環境への働きかけ等を支援するために社会福祉士等、教育や福祉の専門的な知識・経験を有するスクールソーシャルワーカー（以下、「SSW」とする。）を配置している。

##### ◇SC 配置状況（令和8年度）

- ・小学校（628校）
- ・中学校（308校）義務教育学校4校を含む公立小中学校全てに配置
- ・学びの多様化学校（2校）
- ・高等学校（121校）県立高等学校全てに配置
- ・特別支援学校（5校）
- ・教育事務所等（6か所11名）各教育事務所と児童生徒安全課に配置

##### ◇SSW 配置状況（令和8年度）

- ・小中学校拠点校（33校）
- ・高等学校拠点校（19校）
- ・地域連携アクティブスクール（6校）
- ・特別支援学校（1校）
- ・教育事務所（5か所10名）

#### ⑤ 自殺予防等に係る教職員研修の実施

各キャリア層別・各職種別の研修において実施する生徒指導に係る研修内容の一つとして、自殺予防に関する理解や自殺の危険性が高い状況における対応、また実際に自殺が発生した際の対応等について取扱い、教職員の自殺予防等に係る理解と組織的な対応力の向上を図る。

#### ⑥ 学校におけるハラスメント根絶に向けた取組

学校での教育活動の中で、未だ教職員による児童生徒に対する暴言・暴力・体罰等のハラスメントが絶えない危機的状況にあることから、教職員一人一人の人権意識の向上を図ること等により、学校現場におけるハラスメントの根絶を目指して、庁内プロジェクトチームを立ち上げ、多角的な取組を実施した。

##### ア 「あなたの声を聞かせてくださいキャンペーン」（令和6年度）

全県立学校の生徒を対象に、「先生方との関わりの中で嬉しかったこと、悲しかったこと」についてのアンケートを任意で行い、約2,700人の生徒からの声が集まった。「先生に励まされて前向きな気持ちになれた」といった声が約2,000件ある一方で、「部活動の指導で怒鳴られた」などの嫌な思いをしたとの声が約700件あった。

その生徒たちの声を、全県立学校の教職員に届け、客観的に自身や周りの教職員の指導について振り返る機会を設けた。教職員のうち約900人から回答があり、「自らの指導や支援の重要性、影響力について再認識した」、「生徒の人権を尊重した指導のあり方や生徒の成長につながる効果的な指導の必要性を感じた」といった受け止めが見られた。

##### イ 教職員向けの研修の実施、児童生徒を対象にした動画教材等の作成と実践

ハラスメントや体罰、不適切な指導の防止に関する研修を、管理職、主幹教諭、2年目教諭などに重点的に実施するほか、各キャリア層別・各職種別の研修においても、ハラスメント防止に関する研修を継続的に実施し、理解と実践力の向上を図る。

また、児童生徒についても、セクハラ体罰実態調査の実施に合わせ、県教委が作成したハラスメントの被害者及び加害者にならないための知識等に関する動画を視聴させ、ハラスメントについての認識の向上を図る。

ウ 学校におけるハラスメント根絶のための基準の明確化

「教職員の服務に関するガイドライン」(令和7年3月改訂)により、暴言等を含め、ハラスメントに該当する指導の基準や具体例等を示すとともに、そうした指導を行った場合に求められる責任や科される対応等を明確化し、周知を徹底する。

また、特に部活動の指導時に暴言等のハラスメントが見受けられることから、こうした不適切な行為を繰り返す部活動顧問に対する処遇についても、その責任や科される対応等を明確化し、周知を徹底する。

エ 各県立学校独自の「ハラスメント根絶宣言」の策定と実践

上記ア・イ・ウの取組を踏まえ、令和7年度に全県立学校において、教職員、生徒、保護者、地域の方々等の意見を反映した、各学校独自の「ハラスメント根絶宣言」を策定した。

令和8年度以降は、各学校において、当該宣言をもとにした学校独自の具体的なハラスメント根絶に向けた取組を推進する。

(2) 学校における対策

① 情報共有を含む校内組織体制及び教育相談体制の整備(チーム支援体制の整備)

児童生徒の日々の心身の健康やその変調、友人関係や家庭環境の変化等、一人一人の心理状態の把握に努め、その情報を校内生徒指導委員会、校内教育相談部会、校内いじめ対策委員会等の校内組織で共有し、チームとして切れ目のない支援を継続できる体制を整備する。

② 各種相談窓口の周知と見守り体制の強化と見守り体制の強化

上記3-1(1)②アに示した各種相談窓口について、リーフレットの配付、ホームページへの掲載、集会やホームルーム等での伝達、保護者会での紹介等、様々な機会を捉えて、児童生徒や保護者、また教職員に対しても周知を徹底する。

また、学校においては、長期休業や連休等の前後を中心に、関係機関等と連携しながら児童生徒への見守り活動を強化するとともに、保護者に対しても、同様の期間における家庭での見守りを促す。

③ 人権教育、道徳教育、命を大切にす教育、生命の安全教育等の推進

全ての児童生徒が互いに尊重し、認め合う関係を築くための基本は人権教育であり、道徳教育をはじめとするあらゆる教育活動を通じて、命を大切にす教育を推進する。

さらに、「生命の安全教育」により、生命の尊さを学ぶとともに、性暴力の根底にある誤った認識や行動、性暴力が及ぼす影響等について正しく理解し、生命を大切にす考え方や、自他を尊重する態度を発達段階に応じて身に付けることを目指す取組を推進する。

④ 心理的安全性の高い学級づくり・部活動経営

心理的安全性とは「チームは対人リスクをとるのに安全な場所であるとの信念がメンバー間で共有された状態(エドモンドソン 1999)」と定義される。学校においては、学級や部活動等の場において、互いに自由に発言でき、失敗しても非難されず、挑戦が可能となる集団づくりを推進し、誰もが安心して過ごせる学校環境の維持に努める。

⑤ 不登校児童生徒支援を含む児童生徒理解の促進

不登校児童生徒はもとより、遅刻や早退、理由の定まらない欠席等が多い児童生徒について、その心理状態、学習や生活環境の把握に努め、背景にある苦しさやつらさへの

理解を深める。その際には、保護者や心理・福祉の専門家等を含む関係機関と連携し、組織的に当該児童生徒の理解と支援に取り組む。

#### ⑥ いじめの防止（未然防止・早期発見・早期対応・重大事態への適切な対応）

「いじめ防止対策推進法」及び国・県・各市町村・各学校における「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応に努める。また、当該いじめを重大事態と判断した場合には、まず被害児童生徒の安全な環境の確保に努めるとともに、事実関係の確認から加害児童生徒への指導までを徹底する。

さらに、「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき、迅速かつ適切な調査を行い、詳細な事実関係を確認した上で、学校として当該重大事態や対象児童生徒への支援にどのように取り組むべきか、また同様の事態を再発させないために必要な対策について検討し、再発防止の取組につなげる。

#### ⑦ 自殺予防教育の推進（SOSの出し方教育等）

学校においては、文部科学省が作成した「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」（平成21年）のマニュアル等を通じて、まず教職員が自殺予防についての知識を身に付けることが重要である。また、「子どもに伝えたい自殺予防～自殺予防教育導入の手引き～」（平成26年）を参考に、SOSの出し方教育の推進に努める。

### 3-2 予兆を掴む対策

#### (1) 県教育委員会における対策

##### ① 関係機関との即時的な情報連携体制の整備

- ・児童生徒安全課生徒指導・いじめ対策室と当該学校との情報連携  
希死念慮等を訴える児童生徒の状況やその変化を適切に把握し、必要に応じて指導、助言及び支援を行う。
- ・児童生徒安全課学校問題解決支援班による当該学校へのアウトリーチ型支援  
友人間のトラブル等を発端とする学校生活への不適応を訴える児童生徒への対応については、指導主事及び学校問題解決支援コーディネーターが当該学校に出向き、学校や保護者に対して直接的な助言等を行い、支援する。
- ・各種相談機関との連携  
子どもと親のサポートセンターにおける各種相談窓口等において、希死念慮等に関する相談が寄せられた場合には、相談者の心情に寄り添いながら対応するとともに、可能な場合には、学校、医療機関、児童相談所、警察等の関係機関との情報連携や行動連携について検討する。
- ・学校・警察連絡制度  
警察との連携においては、「学校・警察連絡員」が情報共有を図り、緊急を要する事案を含め緊密に連携して対応に当たる。
- ・ネットパトロール  
県が実施するネットパトロールにより、児童生徒のインターネット上での自殺をほめかす、または自殺を企図している等のメッセージの把握に努める。

##### ② 各種相談環境の整備と充実

###### 4-1 (1) ②アに掲載

##### ③ 1人1台端末を活用した心や体の変化を早期に発見する体制の整備

令和8年度から、県立高等学校を対象に、生徒の出欠席や心身の状態、相談対応の状況等を複数の教職員で共有し、組織的な対応体制を強化するための新たなシステムを導入・運用する。

- ・ストレスチェックの実施と自動分析
- ・生徒の出欠席状況の確認と対応

- ・生徒からの面談希望の発信、面談等の対応状況の確認
- ・生徒自身による毎日の心身の健康観察の実施
- ・いじめ調査アンケート等の実施と自動分析

## (2) 学校における対策

### ① 全児童生徒との教育相談、各種アンケート調査等による心身の変化の把握

年度始めや長期休業の前後等に一定の教育相談期間を設け、担任等による全児童生徒を対象とした個別面談を複数回実施する。

また、例えば各学期に1回以上のいじめ調査アンケート等を実施し、いじめ被害の有無や実態の把握のほか、学業や部活動、進路などに起因する不安や悩み等の調査を実施し、個々の児童生徒の心身の健康状態の把握に努める。

### ② 1人1台端末を活用した心や体の変化の早期発見と対応

県立高等学校において、令和8年度から導入する、1人1台端末を活用した心や体の変化を掴むシステムを活用し、日々の生徒の心身の健康状態や生活の変化等、自殺リスクにつながる予兆の把握に努める。

- ・ストレスチェックの実施と自動分析
- ・生徒の出欠席状況の確認と対応
- ・生徒からの面談希望の発信、面談等の対応状況の確認
- ・生徒自身による毎日の心身の健康観察の実施
- ・いじめ調査アンケート等の実施と自動分析

### ③ 出欠席、遅刻・欠席理由、遅刻者・欠席者の所在確認の徹底

上記4-2(2)〔学校における対策〕②のシステムのうち、生徒の出欠席状況を確認する機能を活用し、生徒の所在確認を徹底する。生徒が出席していないにもかかわらず保護者から欠席連絡がない場合には、即座にシステムを通じて保護者に連絡し、欠席や遅刻等の状況及びその理由を確認する。システムによる確認ができない場合には、緊急連絡等により生徒の所在を確実に把握する。

### ④ 教職員間での情報共有（機動的連携型支援チーム、校内連携型支援チーム、ネットワーク型支援チームによる連携・協働）

課題を抱える児童生徒への対応に当たっては、学級担任が一人で問題を抱え込むことなく、生徒指導主事等と協力し、機動的連携型支援チームにより対応する。また、対応が困難な場合には、生徒指導主事、教育相談コーディネーター、学年主任、養護教諭、SC、SSW等が連携・協働する校内連携型支援チームによる組織的対応を行う。さらに、深刻な課題については、校外の関係機関等と連携・協働するネットワーク型支援チームにより、地域の社会資源を活用した組織的対応を行う。特に、課題の早期発見や困難事例への対応においては、チームによる指導・援助に基づく組織的対応により、早期の課題解決を図り、再発防止を徹底することが重要である。

## 3-3 危険度の高い状況における対策

児童生徒が自殺企図や希死念慮を繰り返すなど、緊急的な支援が必要な状況においては、次に示す対策により、児童生徒の命を何としても守り抜くための対応を迅速に行う。

### (1) 県教育委員会における対策

#### ① 指導主事等による学校との情報連携及び緊急的な支援

- ・指導主事による状況等の把握と指導・助言

自殺企図等の行動が見られる児童生徒の状況やその変化を、児童生徒安全課生徒指導・いじめ対策室や学校問題解決支援班の指導主事が適切に把握し、必要に応じて指導、助言及び支援を行う。

- ・指導主事やSCスーパーバイザーの派遣等による緊急的な支援  
自殺企図等を繰り返すなど、緊急的な支援が必要な場合には、指導主事やSCスーパーバイザーを当該学校へ派遣し、当面の対応に関する指導、助言や、必要に応じて関係機関との連携についても助言や支援を行う。
- ・児童生徒安全課学校問題解決支援コーディネーターによる保護者等への支援  
自殺企図等の行動が見られる児童生徒の保護者等に対し、学校問題解決支援コーディネーターが電話や面談等により助言を行うなど、直接的な支援を行う。

## ② 関係機関との緊急的な情報連携体制の整備

- ・学校・警察連絡制度  
警察との連携においては、「学校・警察連絡員」が情報共有を図り、緊急を要する事案を含め緊密に連携して対応に当たる。(再掲)
- ・ネットパトロール  
県が実施するネットパトロールにより、児童生徒がインターネット上で自殺をほのめかす、または自殺を企図している等のメッセージを発見した場合には、即時に警察へ連絡・相談するなどして当該書き込みを行った児童生徒を特定し、その生命又は身体の安全を確保する。
- ・千葉県いのちのサポートネット（医療機関との連携）  
「千葉県いのちのサポートネット」は、救急医療機関に搬送された又は自ら受診した自殺未遂者等について、地域の継続的な支援につなげるための調整等を行い、自殺の再企図を防ぐことを目的とした県の事業である。調整過程において、学校生活や進路に関する環境調整や相談等が必要な場合には、「千葉県いのちのサポートネット」事業者や医療機関等と連携して対応する。

## ③ 専門機関等との連携

各種公的相談機関やNPO法人、社会福祉法人等による自殺予防に関する専門的な機関につなぐなど、迅速な支援体制の構築に努める。

## (2) 学校における対策

### ① 校内組織による緊急対応

生徒指導主事、教育相談コーディネーター、学年主任、養護教諭、SC、SSW等、校内の教職員による緊急対応を目的とした校内連携型支援チームにより組織的に対応する。加えて、必要に応じて、校外の関係機関等と連携・協働するネットワーク型支援チームによる緊急かつ組織的な対応を行う。

### ② 保護者との連携による見守り体制の構築

当該児童生徒の保護者と密接に連携し、状況に応じた見守り体制を構築するとともに、自殺予防に関する専門的な相談機関等へ適切につなぐことで、迅速な支援を行う。

### ③ SC、SSWによる児童生徒支援

当該児童生徒及び保護者に対しては、必要となる支援として、SCやSSWによる心身の状態への傾聴や安全確保を行うとともに、必要に応じて専門機関につなぐなどの緊急的な支援を実施する。

## 第4章 総合的な対策の評価と改善

#### 4-1 教育庁内連絡会議の実施及び教育委員会会議における進捗状況報告

教育庁内に児童生徒の自殺予防に係る連絡会議を組織し、児童生徒の自殺等の現状、各対策の進捗状況、必要な改善点等について協議する。

また、毎年度末の教育委員会会議において、当該年度の学校における自殺予防対策の進捗状況を報告し、教育委員からの質疑等による評価を受けるものとする。その評価内容は、次年度の自殺予防対策の改善に活かすこととする。

#### 4-2 いじめ対策調査会による評価

いじめ対策調査会は、いじめ防止対策推進法第14条第3項に規定される県教育委員会の附属機関であり、千葉県いじめ防止対策推進条例（以下「条例」という。）第20条第1項の規定により設置されている。その所掌事務は、①いじめの防止等に関する調査研究、②県が実施するいじめの防止等のための対策に関する審議、③重大事態が県立学校で発生した場合における事実の確認並びに調査及び審査である。

学校における自殺予防対策は、いじめ防止対策とその事案の発生状況や背景、要因等を同一とするものではない。しかし、全国において、自殺の発生にいじめとの因果関係が疑われる事例も見受けられることから、いじめ防止対策を進めることは自殺予防の一方策となり得ると考えられる。このため、自殺予防対策についても、いじめ対策調査会の担任事項②における審議事項として取り上げ、評価を受けるものとする。評価内容は、以降の自殺予防対策の改善に活かすこととする。また、本対策の評価に当たっては、年に1度、PDCAサイクルの手法により、以下の4-3に示す評価の視点をもとに、県教育委員会及び学校における具体的な対策の進捗や内容を検証し、以降の取組の改善に活かすこととする。

#### 4-3 評価の視点

項目	観点	備考
県教育委員会の対策の実施状況	○各対策の進捗状況はどうか。 ○県教育委員会内の推進体制に問題はないか。 ○遅れている対策への対応はどうか。 ○国の対策との整合性や関連性はどうか。 ○県の推進計画との関連性はどうか。等	○各対策の進捗管理 ○国・他都道府県の施策の情報収集
学校の対策の実施状況	○各対策の進捗状況はどうか。 ○各学校の推進体制に問題はないか。 ○遅れている対策への対応はどうか。 ○対策に苦慮している学校の状況はどうか。等	○児童生徒・教職員等の実態把握
各対策の内容の是非	○対策に不足はないか。 ○改善が必要な対策はないか。等	○対策の有効性の把握
自殺等の発生状況	○自殺の発生状況はどうか。 ○自殺未遂等の発生状況はどうか。等	○発生件数・発生状況の把握

#### 4-4 総合的な対策の見直し

本対策は、上記4-1～3による評価のほか、国の動向や本県の自殺に関わる状況の変化等を踏まえるとともに、必要に応じて有識者等の知見等も活用しながら適時改訂を行い、改善を図るものとする。

[関係法令・関係通知・関係資料・参考文献等]

## 1 関係法令等

- 自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）
- 自殺総合対策大綱（令和 4 年 10 月 14 日閣議決定）
- いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）
- 第二次千葉県自殺対策推進計画（平成 30 年 3 月策定 令和 6 年 4 月中間見直し）

## 2 関係通知

- 「児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）（令和 8 年 2 月 27 日 文部科学省）
- 「自殺対策強化月間及び新年度に向けた自殺予防に係る児童生徒や学生等への文部科学大臣メッセージについて（周知）」（令和 8 年 2 月 27 日 文部科学省）
- 「児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）」（令和 7 年 12 月 12 日 文部科学省）
- 「自殺対策基本法の一部を改正する法律の一部の施行について（通知）」（令和 7 年 12 月 1 日文部科学省）
- 「児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）」（令和 7 年 6 月 30 日 文部科学省）
- 「自殺対策基本法の一部を改正する法律の公布について（通知）」（令和 7 年 6 月 11 日 文部科学省）
- 「児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付けるための教育の推進について（通知）」（平成 30 年 1 月 23 日 文部科学省・厚生労働省）

## 3 関係資料・手引き・プラン等

- 教師が知っておきたい子どもの自殺予防（平成 21 年 3 月 文部科学省）
- 子供に伝えたい自殺予防（学校における自殺予防教育導入の手引き）（平成 26 年 7 月 文部科学省）
- 子供の自殺が起きたときの緊急対応の手引き（平成 22 年 3 月 文部科学省）
- 児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針（令和 7 年 12 月 文部科学省）
- こどもの自殺対策緊急強化プラン（令和 5 年 こども家庭庁）
- いじめ重大事態の調査に関するガイドライン（令和 6 年 8 月 30 日改訂 文部科学省）
- 「SOS の出し方教育」映像資料・付属資料（千葉県教育委員会子どもと親のサポートセンター）

## 4 主な参考文献

- 「生徒指導提要」（令和 4 年 12 月改訂 文部科学省）
- 「自殺対策白書」（令和 7 年版 厚生労働省）
- 「ゲートキーパー要請研修テキスト」（平成 25 年 8 月 内閣府）
- 「MSD マニュアル（家庭版）」（Merck & Co., Inc., Rahway, NJ, USA）
- 「不良行為少年の補導について」（警察庁）
- 「令和 5 年度版地域自殺対策政策パッケージ」（一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター）
- 「こどもの自殺の多角的な要因分析に関する調査研究報告書（概要版）」（同上）
- 「月間生徒指導」（学事出版）

### 「学校における自殺予防のための総合的な対策」

令和 8 年 5 月

編集・発行／千葉県教育委員会

（教育振興部児童生徒安全課生徒指導・いじめ対策室）

〒260-8662 千葉市中央区市場町 1 - 1